

指導行政のポイント

教育改革“関連3法案”のゆくえ

菱村 幸彦

2月25日、中央教育審議会は、教育改革関連3法案のうち、学校教育法と教育職員免許法の改正案を了承した旨のニュースが流れた。地方教育行政法の改正案については、異論が出たため改めて協議するという。

免許更新は免許法と教特法で対応

安倍首相の指示を受け、文部科学省は、教育再生会議第1次報告を実施に移すため、教育改革関連3法案の作成に大車輪で取り組んでいる。

法律改正は、重要な文教施策の策定であるから、中教審の審議をスキップするわけにはいかない。そこで、中教審も異例の集中審議でわずか1か月で答申に持ち込もうとしている。

今回の中教審審議で特徴的なのは、諮問事項を一から議論するのでなく、文科省が改正法案の骨子を示して、その是非を問う方式を取ったことだ。この方式は、中教審ではあまり例がないが、他省庁の審議会ではよくやる手である。

では、どんな改革案を示したのか。ここで詳細を紹介する紙数はないが、文科省が示した改革3法案の概要とその問題点をみてみよう。

第1は、学校教育法の改正案。これはポイントが2つある。1つは、教育基本法の改正に基づく教育目標の見直し。改正案では、義務教育の教育目標として、「規範意識」「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「国を愛する態度」等を盛り込んでいる。これは教育基本法改正との関連で、すでに中教審でも審議を重ねており、とくに問題はない。

もう1つは、副校長、主幹、指導教諭の新設。これは再生会議の提言を受けたものだが、主幹、指導教諭は別として、副校長については、その位置づけが難しい。法案骨子は「校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長から任された校務について自らの権限で処理する」とし、一応、教頭の職務と書き

分けているが、重なる部分も多いので、実際の配置では両者の職務分担が問題となろう。

第2は、教育職員免許法の改正案。ポイントは免許更新制の導入である。文科省は、中教審答申(18年7月)に基づいて、講習受講によるリニューアル方式で法案を準備していたところ、再生会議が免許取消しも視野に入れた厳しい更新制を言い出したためややこしくなった。今回の改正案は、中教審答申が示す「期間10年、30時間講習」のリニューアル方式を本体とし、これと抱き合わせで、教育公務員特例法を改正して、指導力不足教員の研修義務と研修結果不良者の分限免職に関する規定を設けることで、再生会議の提言に対応している。

難航する地方教育行政法の改正

第3は、地方教育行政法の改正案。改正内容は、教育委員会事務の点検・評価、広域の行政事務処理、市町村教委の指導主事設置、私立学校に対する教委の指導助言、教員人事の市町村への移譲等々、多岐にわたっている。しかし、最大のポイントは、教育委員会に対する国の是正措置と教育長任命に関する国の関与である。これについては、地方分権の立場から異議が出ている。

例えば、知事会や市長会から、地方分権一括法による改正前の教育行政への後戻りだと強い反対が表明され、首相の足下の規制改革会議からも、教育委員会改革で文科省の権限が拡大しないよう意見書が提出されている。

中教審は、近日中に最終結論を出す予定だが、中教審答申が出て、改正法案を閣議決定にかけるには各省庁との調整が必要なので、国会に上程までにはまだ大きな壁がある。国会に上程されても、参議院選を控えた国会日程のなかで、可決成立がどこまで期待できるか不透明と言うよりない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中! ●最新刊

高階玲治【編集】B5判 272頁・定価 2500円

教育開発研究所・刊

『「学力調査」対応法・活用法—学力向上に生かす具体策と実践』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)